

レンタカー業者に対して申入れを行い、協議を行っています。

消費生活ネットワーク新潟は、2018年6月、レンタカー業者（以下、「事業者」と言います）に対して、要旨以下のとおり、契約条項の是正を求めました。

- ① 借受人は、別項に定める場合を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとしますとの条項の修正
- ② 中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、中途解約手数料（（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡してから返還までの期間に対応する基本料金））×50%）を支払うものとする条項の修正
- ③ レンタカー返還後のレンタカー内の遺留品について事業者は何ら責任を負わないものとする旨の条項の削除
- ④ 所定場所以外にレンタカーを返還した場合の返還場所変更違約料として、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%を支払う旨の条項の修正

現在、消費生活ネットワーク新潟は、事業者との間で、上記規約の是正について、協議をおこなっています。